

試験・レポート等の不正行為調査委員会についての細則

(目的)

第1条 本細則は、試験・レポート等の不正行為について調査・検討するための調査委員会の業務に関する事項を以下のように定める。

- (1) 不正行為の内容
- (2) 調査の手順
- (3) 罰則
- (4) 調査・検討の観点

(不正行為の内容)

第2条 不正行為とは以下の行為をいう。

- (1) 不正に作成されたレポートを提出する行為

- 例① 知人や友人などによって作成されたレポートを提出する行為
- 例② データベースやウェブサイトの文章を自己のものと偽って提出する場合
- 例③ 故意に剽窃・盗作したレポートを自己のものと偽って提出する場合
- 例④ 他人と共同して作成したレポートを自己のものと偽って提出する場合
- 例⑤ その他、担当教員が明らかに不正とみなしたもの。

- (2) 科目修得試験等における不正行為

- 例① 第三者が本人になりすました受験。
- 例② 機器の不具合を偽って報告し、故意に当該試験の機会をあらたに得ようとする行為。
- 例③ その他、担当教員が明らかに不正とみなしたもの。

(調査の手順)

第3条 調査委員会は、学長の指示により、教務委員会を中心とし、その他必要な人員をもって構成するものとする。

(調査委員会の業務)

第4条 調査委員会は不正行為の有無を調査し、不正行為があった場合は相応の罰則を検討して、結果を教授会に報告する。

2. 調査の手順、罰則については、別に細則を定めるものとする。

(懲戒)

第5条 学長は、不正行為を行った学生に対して、適正な措置をとる。

(調査委員の任期)

第6条 調査委員の任期は、当該案件を調査・検討し、結果を教授会に報告し、結果が了承されることによって終了するものとする。

附 則

この規程は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月20日から施行し、改正後の副学長に係わる部分は平成20年4月1日から、学生・就転職委員会に係わる部分は平成21年5月21日から運用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。